



2023年11月13日

各位

会社名 セグエグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 愛須 康之
(コード番号: 3968 東証プライム)
問合せ先 取締役経営管理部長 福田 泰福
(TEL. 03-6228-3822)

差金決済型自社株価先渡取引契約の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）との間で、差金決済型自社株価先渡取引に係る契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、その背景及び取引概要について下記のとおりお知らせいたします（以下、本契約に基づき行われる一連の取引を「本件取引」といいます。）。

記

1. 本契約採用の背景及び目的

当社は、2021年12月29日付「新市場区分「プライム市場」選択申請及び上場維持基準の適合に向けた計画書に関するお知らせ」にて、株式会社東京証券取引所の新市場区分としてプライム市場を選択しておりますが、プライム市場の上場維持基準のうち、流通株式時価総額の基準を充たしていないことから、プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画書を公開し、取組みを進めております。流通株式時価総額の向上に関しては、企業価値の向上と株式市場で適正な評価を得ることが課題であると認識し、持続的かつ加速度的な成長を実現して企業価値を飛躍的に高めるとともに、IR活動やコーポレートガバナンスの一層の充実を目指しております。また、既存株主との間で、保有当社株式の売却要請等を含む、当社株式の流動性を高めるための施策に関する対話の実施も検討し、プライム市場の上場維持基準の達成を目指す旨を公表しております。

かかる方針のもと、当社の流通株式時価総額（流通株式数）の増加を目的に、当社の大株主である日商エレクトロニクス株式会社に対して、保有する当社株式の売却を打診したところ、その一部売却に応じて頂けるとの回答を得るに至りました。しかしながら、売却予定株数が60万株と、当社発行済株式総数（自己株式を除く）の約5.3%となることから、かかる株式が市場に短期間に放出されることにより、一時的に当社株式の需給バランスが崩れ、適正な株価形成を妨げられる可能性があると考え

ました。一時的な需給バランスへの影響を抑えつつ大株主による売却を実現する方法がないか検討しましたが、適切と思われる方法が見当たらなかったため、SBI証券に相談したところ、同社が当該株式を保有する期間中のヘッジとして当社との間で本契約を締結することを条件として、一時的に当社株式を保有することを応諾いただきました。

その前提として、SBI証券より、本契約によって、当社株式の各四半期末日時点での時価評価が当社の当期損益に影響があることの説明は受けましたが、

- ・大株主の短期間の市場売却による株価形成への影響を避けることができること
- ・2024年12月期に売上高170億円、営業利益12億円とすることを目標とする中期目標に照らし、その2年目である2023年12月期は順調に推移しており、また株価上昇に向けた取組みも進めていること
- ・今後の株価・流動性に応じた機動的な資本政策実現への選択肢を確保できること

を主な理由として、このスキームを採用することが妥当であると判断しました。そこで、当社の業績推移や株価推移、契約期間を踏まえて本契約の各条件についてSBI証券と協議を行い、双方が合意する条件にて本契約の締結に至ったものであります。(詳細につきましては、下記「2. 本契約の概要」及び「3. 本件取引の終了」をご参照ください。)

なお、本契約に伴いSBI証券が当社株式を最大60万株取得いたしますが、あくまでも本契約と対をなすものであり、SBI証券との資本業務提携等を意図するものではないことを申し添えます。

本契約が満期又は期限前解約により終了した場合は、SBI証券の裁量で当社株式を処分することになりますが、市場環境、当社株式の売買金額等の諸条件を勘案し、その時点で需給バランスへの影響を抑えることが可能と思われる最善の売却手法を選択する旨を確認しております。いずれの場合も、本件取引の清算は現金による差金決済となり、本契約に基づき、当社とSBI証券の間で当社株式現物の取引が義務付けられるものではありません。

2. 本契約の概要

「差金決済型自社株価先渡取引」とは、当初の契約締結時点の当社普通株式の時価に基づいた「先渡価格」を予め設定し、将来の契約終了時点の当社普通株式の株価に基づく「終了時基準価格」(以下に定義します。)と当該先渡価格との差額を現金決済する取引で、以下の効果をもたらす取引です。終了時基準価格とは、本件取引の一部又は全部が解約される場合には、期限前解約時基準価格(下記表中第(14)項にて定義します。)をいい、本件取引が満期清算される場合には満期時基準価格(下記表中第(17)項にて定義します。)をいいます。

- 終了時基準価格 > 先渡価格 --- 当社の差金受取り(株価上昇メリット)
- 終了時基準価格 < 先渡価格 --- 当社の差金支払い(株価下落リスク)



なお、本契約の履行によって、当社自らが自己株式を取得するものではありません。

また、本株式取得により S B I 証券が取得する当社普通株式の所有権、議決権及び処分権は S B I 証券に帰属します。

本契約は、下記表中第(4)項に記載される対象株式数を上限に、その一部又は全部について、当社と S B I 証券との間で締結される差金決済型自社株価先渡取引です。本契約に基づき、本日以降、原則として 2023 年 11 月 17 日までの間に、S B I 証券は、当社大株主である日商エレクトロニクス株式会社より対象株式数の範囲内で当社普通株式の買付けを行います。かかる買付けは S B I 証券の裁量により行われるため、S B I 証券が必ずしも対象株式数の上限まで買付けを行うとは限りません。

本契約の概要は、以下のとおりです。

- | | | |
|-----|---------|---|
| (1) | 取引開始日 | 2023 年 11 月 13 日 |
| (2) | 取引の種類 | 株式先渡取引（差金決済） |
| (3) | 対象株式 | 当社普通株式 |
| (4) | 当初対象株式数 | 60 万株（2023 年 6 月 30 日時点の当社総株主の議決権数の <u>5.3%</u> 相当） |
- なお、当社が差金決済型自社株価先渡取引の申込みをする際には、当社が対象株式に関する金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める重要事実又は同法第 167 条第 2 項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことが前提となる。
- | | | |
|------|------------------------|--|
| (5) | S B I 証券による対象株式の買付可能期間 | 2023 年 11 月 13 日～2023 年 11 月 17 日 |
| (6) | S B I 証券による対象株式の取得方法 | 立会外終値取引（ToSTNeT-2）による取得 |
| (7) | 先渡期間 | 2027 年 11 月 13 日を満期日とする期間 |
| (8) | 先渡価格 | 下記第(9)項に記載する取引基準価格の 107%に相当する金額（1 円未満端数切り上げ） |
| (9) | 取引基準価格 | S B I 証券による本株式取得に係る買付価格の加重平均値 |
| (10) | 先渡購入者 | 当社 |



(11) 先渡売却者

S B I 証券

(12) 期限前解約条項

当社は、満期日より前の日であっても、S B I 証券に5営業日以上
の事前の通知を行うことにより、当該通知で定められた日を期限前
解約基準日として、対象株式の全部又は一部を対象として（かかる
期限前解約の対象となる対象株式を「期限前解約対象株式」とい
う。）、本件取引を解約することができる。当社は、期限前解約を行
った場合、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」とい
う。）の定める規則に従って、S B I 証券が合理的に満足する内容
で、期限前解約について公表を行う。

なお、当社が期限前解約の通知を行う際には、当社及びS B I 証券
が対象株式に関する金融商品取引法第166条第2項に定める重要事
実又は同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事
実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないこ
とが前提となる。

S B I 証券は、当該解約通知を受領した場合、期限前解約対象株式
について、①売却を行い、当該売却価格を基準として清算を行うか
（以下、かかる清算方式を「売却清算方式(期限前)」という。）、又
は②期限前解約通知を受領した日の東京証券取引所における本件
普通株式の普通取引の終値を基準として清算を行うか（以下、かか
る清算方式を「時価清算方式(期限前)」という。）を選択する。

(13) 期限前解約清算

期限前解約が行われた場合、以下の条件に従って期限前解約清算を
行う。

なお、S B I 証券が売却清算方式(期限前)を選択した場合、S B I
証券は、期限前解約基準日から3ヶ月以内に期限前解約対象株式と
同数の対象株式を売却する（ただし、売却手法・売却時期等、売却
の具体的な方法はS B I 証券の裁量によって決定され、また、売却
することにより法令等に違反するおそれがある場合や、社会通念上
不当な結果を招く合理的な可能性がある場合には、売却そのものを
行わないことができる。）。

① 清算日

(i) S B I 証券が売却清算方式(期限前)を選択した場合

S B I 証券が期限前解約対象株式の売却を完了した日の 5 営業日後の日又は期限前解約基準日の 3 カ月後の日の 5 営業日後のいずれか早く到来する日（ただし、3 カ月以内に売却が完了しなかった場合は、期限前解約対象株式数は、S B I 証券が売却完了できた株数となる。）。

(ii) S B I 証券が時価清算方式(期限前)を選択した場合
期限前解約基準日の 5 営業日後の日。

② 清算金額

期限前解約時基準価格が先渡価格を上回る場合：

下記第(14)項に記載する期限前解約時基準価格から先渡価格を差引いた金額に、期限前解約対象株式数を乗じた金額に 0.80 を乗じた金額

期限前解約時基準価格が先渡価格以下の場合：

先渡金額から下記第(14)項に記載する期限前解約時基準価格を差引いた金額に、期限前解約対象株式数を乗じた金額

③ 清算金額の支払い

期限前解約時基準価格が先渡価格を上回る場合：当社は S B I 証券から清算金額を受取る。

期限前解約時基準価格が先渡価格以下の場合：当社が S B I 証券に清算金額を支払う。

④ 支払い方法

清算日に、相手方の指定する銀行口座に振込送金の方法により支払う。

(14) 期限前解約時基準価格

(i) S B I 証券が売却清算方式(期限前)を選択した場合

期限前売却株式 1 株当たりの株数加重平均売却価格の 1 円未満の端数を切り上げた金額

なお、当該売却に際して株式分割、株式併合、無償割当等（以下「株式分割等」という。）がなされた場合は、これらの事象を考慮して合理的に価格を調整する。

(ii) S B I 証券が時価清算方式(期限前)を選択した場合

期限前解約基準日の東京証券取引所における本件普通株式の普通

取引の終値

- (15) 期限前解約条項に基づく
期限前解約に伴うペナル
ティ・コスト（損害金）

なし

- (16) 満期清算

以下の条件に従って満期清算を行う。

なお、S B I 証券は、満期日までに期限前解約の対象となっていない対象株式（以下「残存対象株式」という。）について、①売却を行い、当該売却価格を基準として清算を行うか（以下、かかる清算方式を「売却清算方式(満期)」という。）、又は②満期日の東京証券取引所における本件普通株式の普通取引の終値を基準として清算を行うか（以下、かかる清算方式を「時価清算方式(満期)」という。）を選択し、満期日から2営業日以内にかかる選択の結果を当社に通知する。

S B I 証券が売却清算方式(満期)を選択した場合、S B I 証券は、満期日の2営業日後の日から3ヶ月以内に残存対象株式を売却する（ただし、売却手法・売却時期等、売却の具体的な方法はS B I 証券の裁量によって決定され、また、売却することにより法令等に違反するおそれがある場合や、社会通念上不当な結果を招く合理的な可能性がある場合には、売却そのものを行わないことができる。）。

① 清算日

(i) S B I 証券が売却清算方式(満期)を選択した場合

S B I 証券が残存対象株式の売却を完了した日の5営業日後の日又は満期日の3カ月後の日の5営業日後の日のいずれか早く到来する日（ただし満期日の3ヶ月後の日までに売却が完了しなかった場合は、当該時点で売却が完了した残存対象株式のみを清算の対象として一旦清算を行い、売却が完了していない株式が存在する場合は当社が別途清算日を設定し、本項と同様の方式により清算を行うものとする。）。

(ii) S B I 証券が時価清算方式(満期)を選択した場合

満期日の5営業日後の日

② 清算金額

満期時基準価格が先渡価格を上回る場合：

下記第(17)項に記載する満期時基準価格から先渡価格を差引いた金額に、満期清算対象株式数を乗じた金額に 0.80 を乗じた金額

満期時基準価格が先渡価格以下の場合：

先渡価格から下記第(17)項に記載する満期時基準価格を差引いた金額に、満期清算対象株式数を乗じた金額

③ 清算金額の支払い

満期時基準価格が先渡価格を上回る場合：当社は S B I 証券から清算金額を受取る。

満期時基準価格が先渡価格以下の場合：当社が S B I 証券に清算金額を支払う。

④ 支払い方法

清算日に、相手方の指定する銀行口座に振込送金の方法により支払う。

(17) 満期時基準価格

(i) S B I 証券が売却清算方式(満期)を選択した場合

満期売却株式1株当たりの株数加重平均売却価格の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

なお、当該売却に際して株式分割等がなされた場合は、これらの事象を考慮して合理的に価格を調整する。

(ii) S B I 証券が時価清算方式(満期)を選択した場合

満期日の東京証券取引所における本件普通株式の普通取引の終値。

(18) 当初申込証拠金

本件取引について、当社は S B I 証券に対して、当初対象株式数に本契約締結日の前営業日の東京証券取引所における本件普通株式の普通取引の終値を乗じた金額の 30% (1円未満端数切り上げ) を申込証拠金として差し入れる。

なお、S B I 証券による実際の対象株式の取得にかかった代金総額の 30%に相当する金額が、上記により差し入れられた金額を 100 万円以上上回る場合、当社は、かかる差額分を追加で金銭を差し入れる。

(19) 申込証拠金の期中調整

- ① 清算日までの各月 15 日（休日の場合は前営業日。以下同じ。）及び各月の最後の取引日において、当該取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が、先渡価格の 80%を下回った場合

以下の算式に従って計算される額又は別途当事者間で合意した金額を、当社は追加の申込証拠金として、上記翌営業日から起算して 5 営業日以内に、S B I 証券に差し入れる。

取得株式数×本契約締結日の前営業日の東京証券取引所における本件普通株式の普通取引の終値×20%（1 円未満端数切上げ）

また、追加した申込証拠金は、清算日までの間における各月 15 日又は末日を最終日とするいずれかの 5 連続取引日におけるいずれの取引日においても、東京証券取引所における本件普通株式の終値が先渡価格の 100%を上回った場合、上記 5 連続取引日の最終取引日の翌営業日から起算して 5 営業日以内に、当社に返還される（ただし、本①第 1 段落記載の 70%の基準に該当したことにより追加の差入れがなされている場合に限る。）。

- ② 清算日までの間における各月 15 日又は末日において、当該取引日の東京証券取引所における本件普通株式の終値が、先渡価格の 50%を下回った場合

当社は追加の申込証拠金として、申込証拠金として差し入れられている金額の合計額が当該時点における残存対象株式数に先渡価格を乗じた金額と等しくなるために必要な金額と同額の金銭を、上記取引日の翌営業日から起算して 5 営業日以内に、S B I 証券に差し入れる。

また、追加した申込証拠金は、清算日までの間における各月 15 日又は末日を最終日とするいずれかの 5 連続取引日におけるいずれの取引日においても、東京証券取引所における本件普通株式の終値が先渡価格の 80%を上回った場合、先渡売却者は、本号に基づき差し入れられた金銭と同額の金銭を、上記 5 連続取引日の最終取引日の翌営業日から起算して 5 営業日以内に、



先渡購入者に返還する（ただし、本②第1段落記載の50%の基準に該当したことにより追加の差入れがなされている場合に限る。）。

- (20) 先渡価格の調整 対象株式について株式分割、株式併合、その他対象株式の理論価格に変動を及ぼす事象（時価による新株式発行等は含まれない。）が生じた場合には、先渡価格は調整される。

（会計上の取扱い）

会計上の取扱いについては、ヘッジ会計は適用されず、四半期決算ごとに時価評価いたします。すなわち、各四半期末における当社普通株式の時価が前四半期末における時価（当初四半期においては先渡価格）を上回った場合は、「営業外収益」を計上いたします。営業外収益の計上は当社株価の上昇要因になると期待され、実際に株価が上昇した場合、更なる営業外収益の計上につながります。

一方で、各四半期末における当社普通株式の時価が前四半期末における時価（当初四半期においては先渡価格）を下回った場合は「営業外費用」を計上いたします。営業外費用の計上は当社株価の下落要因となり、実際に株価が下落した場合、更なる営業外費用を計上するおそれがあります。いずれの場合においても、満期終了、又は解約をされない限りは評価損益であり、キャッシュ・フローは発生しません。

3. 本件取引の終了

本件取引は、本契約の満了又は期限前解約によって終了となりますが、機動的に一部を解約することが随時可能です。SBI証券は本契約の一部又は全部の終了後、本株式取得により取得した対象株式の売却を行うことが想定されます。売却手法に関しては、SBI証券が市場環境、当社株式の売買金額等の諸条件を勘案し、その時点で需給バランスへの影響を抑えることが可能と思われる最善の売却手法を選択する旨を確認しております。また、現段階において、以下の売却手法を選択する可能性があると聞いております。

- A) 市場での株式売却
- B) 当社による自己株式取得への応募
- C) 特定投資家へのブロックトレード

当社としては、今後の事業の進捗や株価・流動性に応じて、本契約の一部解約を活用し、市場の需給バランスへの影響を考慮しながら、自己株式取得や事業上の提携先等の発掘により、SBI証券の売却に対応することを検討いたします。

4. S B I 証券の概要

(1)	名称	株式会社 S B I 証券		
(2)	所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村 正人		
(4)	事業内容	金融商品取引業		
(5)	資本金	54,323 百万円 (2023 年 9 月 30 日現在)		
(6)	設立年月日	1944 年 3 月 30 日		
(7)	発行済株式数	3,632,161 株 (2023 年 9 月 30 日現在)		
(8)	決算期	3 月 31 日		
(9)	従業員数	1,154 名 (2023 年 9 月 30 日現在)		
(10)	主要取引先	投資家及び発行体		
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	S B I ファイナンシャルサービスズ株式会社 100% ※上記は S B I ホールディングス株式会社の 100% 子会社です。		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	S B I 証券は、2023 年 9 月 29 日現在、当社の普通株式を 56,724 株保有しております。 当社は S B I 証券の株式を保有しておりません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
	決算期	2021 年 3 月期 (連結)	2022 年 3 月期 (連結)	2023 年 3 月期 (連結)
	純資産	232,735	248,459	248,063
	総資産	4,251,690	4,352,986	5,074,684
	1 株当たり純資産(円)	67,079.20	70,285.52	70,063.06
	純営業収益	149,124	166,627	175,053
	営業利益	61,641	61,920	62,130

経常利益	61,896	62,057	60,951
親会社株主に帰属する当期純利益	46,106	40,041	41,467
1株当たり当期純利益(円)	13,288.87	11,540.81	11,951.70
1株当たり配当金(円)	10,087.74	7,205.53	11,333.85

5. 今後の見通し

「2. 本契約の概要」(会計上の取扱い)の項目に記載のとおり、本契約期間中の各四半期末時点における当社普通株式の時価評価が当社の業績に影響を及ぼすこととなります。具体的には、当社普通株式の時価が前四半期末時点の時価(当初四半期においては先渡価格)を

- ・上回った場合＝「営業外収益」を計上
- ・下回った場合＝「営業外費用」を計上

することとなります。

なお、現段階におきましては、本契約によってもたらされる営業外収益又は営業外費用について、合理的な算出が困難であることから、当期の業績予想について、本件取引の影響は勘案しておりません。最新の業績予想につきましては、本日公表の「連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。今後開示すべき状況が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

以 上